

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程
のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団運営協議会幹事会において、様々な規模の都市がそれぞれの視点から当企業団の重要事項を協議いただけるよう、役員（幹事）の数を9人から10人に変更します。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。